

# 自治会加入で住みよいまちに!

問い合わせ 市民生活課 ☎876-1234(内線3012)

地域の安全や美化活動、青少年健全育成など、自治会はあなたの生活のなかで、役立っています。



**自治会って何?**  
日常生活を送る中で、あなた一人の力では解決できないことがあるかもしれません。そのような課題を、地域で解決し、住みよいまちを築いていくために活動しているのが自治会です。

自分達の住む地域をより良いものにしていくためには、そこに住む人々がこれからの地域のあり方を考え、お互いに協力していくことが必要です。また、広域にわたる大災害が発生したときには、交通網の遮断、同時多発火災などにより、消防や警察などの機関が対応しきれない状態になる可能性があります。こういった場合には、地域住民の助け合いが力を発揮します。

浦添市には40の自治会があり、様々な活動を通して地域コミュニティの活性化を図っています。自治会に加入し、日頃から周りの方と交流を深め、安心安全な住みやすい地域づくりに参加しましょう。

## 主な活動

### 1. 防災・防犯活動

災害時の相互協力、防犯パトロールや、夜間の安全を確保するために防犯灯の設置・維持管理を行っています。

### 2. 美化活動

地域清掃活動、緑化活動を通じて地域の美化を行っています。

### 3. 伝統・文化活動

仲西・勢理客・内間の獅子舞、経塚の金鼓隊、前田の棒、小湾のアギバーリーなど地域に伝わる伝統・文化活動を行っています。

### 4. 親睦活動

スポーツ大会、夏祭りなどを開催し、地域の親睦を深めています。

### 5. 青少年健全育成活動

子ども会や声かけ運動などを通じて、子ども達の健全育成活動を行っています。

### 6. 福祉活動

独居老人への声かけや、敬老会などの地域の福祉活動を行っています。



\*加入方法、活動内容について、各自治会までお問い合わせください。(順不同・一部名称省略)

仲間自治会 876-1649	勢理客自治会 878-8538	茶山自治会 878-5245	マチナトタウン自治会 876-5623
安波茶自治会 879-5692	内間自治会 877-3251	緑ヶ丘自治会 878-4272	神森自治会 876-1694
伊祖自治会 878-9624	沢岷自治会 878-9692	浦城自治会 878-1696	浦西自治会 876-0767
牧港自治会 879-6373	経塚自治会 876-0104	浦添ニュータウン 877-7636	安川自治会 877-7871
港川自治会 876-5855	前田自治会 879-8216	牧港ハイイツ自治会 876-3261	当山ハイイツ自治会 878-7897
城間自治会 877-2072	西原一区自治会 876-0484	浦添グリーンハイイツ 874-5977	浦添ハイイツ自治会 877-1633
屋富祖自治会 877-2981	西原二区自治会 876-0484	浅野浦自治会 878-8378	県営経塚団地 878-6111
宮城自治会 875-1254	当山自治会 874-1708	前田公務員宿舎 877-9271	浦添市街地住宅 875-1996
仲西自治会 876-2083	大平自治会 090-9783-6150	港川崎原自治会 877-7457	県営沢岷高層住宅 878-8699
小湾自治会 877-3681	広栄自治会 876-6519	上野自治会 876-0344	陽迎橋自治会 875-9011

(自分の住んでいる地域の自治会が分からないときは、市民生活課にお問い合わせください。)

7月1日(金)から

# 国民年金保険料の免除申請の受付を開始します

所得が少なく、または失業等により保険料を納めることが困難な場合に、申請をして承認を受けると、保険料が免除されたり、納付を猶予することができます。



免除の承認期間：平成23年7月～平成24年6月

※一部免除された期間は受給資格期間に含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて減額されて計算されます。

なお、一部免除を受けた期間にこれらの保険料を納めない場合、「未納期間」となり、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されない場合があります。

免除割合	保険料月額
3/4免除 (1/4納付)	3,760円
1/2免除 (1/2納付)	7,510円
1/4免除 (3/4納付)	11,270円

**全額免除制度**  
保険料の全額(月額15,020円)を免除するものです。免除された期間は年金を受給するための期間には含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて2分の1として計算されます。

**一部納付制度**  
保険料の一部を免除し、残りの一部を納付するものです。

## 問い合わせ

市民課 国民年金係  
☎876-11234  
(内線3111・3115)

**引き続き、免除を希望する**  
場合は、原則として毎年7月に申請が必要です。ただし、全額免除と猶予の場合、申請時に「継続申請」を希望し、承認されると、翌年からは本人申請手続きが不要になり、自動的に審査を行います。(二部例外あり)

**若年者納付猶予制度**  
学生でない30歳未満の人が対象の制度です。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が一定基準以下であれば、保険料の納付が猶予され、その保険料を納付できる期間が10年間になります。

猶予された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、納付しなければ年金受給額には反映されません。

## 免除を受けるためには

保険料免除申請受付後、以下の基準を日本年金機構が審査し、承認、却下が決定されます。

### 審査基準

①申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の平成23年度の所得額(平成22年1月1日～平成22年12月31日までの分)  
「若年者納付猶予制度」については、世帯主の所得額は除く。

②災害・失業・事業の廃止等。

### 免除申請手続きの際に必要となるもの

○年金手帳 ○印鑑(認印可)

※ただし、次に該当する方は以下の書類が必要です。

- ◆申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の中で平成23年1月1日現在の住民登録が他市町村の方  
→平成23年度の所得証明書(扶養状況が記入されているもの)
- ◆平成23年度の所得の申告がまだの方  
→申告後、申告書の写しを提出
- ◆失業の場合(平成22年3月31日以降失業)  
→雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、または、退職証明書と平成23年度市民税・県民税納税通知書



## 国民年金保険料を口座振替でお支払いしている方へ

免除承認が決定されるまでに、多少時間がかかるため、その間に引き続き口座から国民年金保険料が引き落とされることがあります。お手数ですが、口座振替辞退の届出を金融機関または、年金事務所にてお手続きされますようお願いいたします。

### 問い合わせ

浦添年金事務所 ☎877-0511

※日本年金機構のホームページでもご案内しています。<http://www.nenkin.go.jp/>